

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

伊豆の国市監査委員

1. 監査実施日及び場所

- ・実施日：令和6年1月15日（月）9時27分から11時37分まで
- ・場所：伊豆の国市役所 大仁支所 第3会議室

2. 監査を実施した監査委員名 土屋 實 内田 隆久

3. 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

4. 監査の対象

- ① 対象団体：伊豆の国市民生委員児童委員協議会
- ② 代表者：会長 室伏 美登里
- ③ 市所管課：福祉事務所社会福祉課
- ④ 補助金名：民生委員・児童委員協議会活動推進事業費等補助金
- ⑤ 補助金額：17,155,680円（令和4年度 伊豆の国市交付額）

5. 監査の範囲と着眼点

- ① 対象：市からの財政援助等に係る令和4年度の事務事業の執行状況に主眼を置き、令和5年度分は11月末日時点までを対象とする。

② 着眼点：

【所管課関係】

- (1) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容確認
- (2) 補助金等に関する交付条件の内容確認
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、申請及び交付時期の手続等の確認
- (4) 補助金等交付の効果と交付条件履行の確認及び所管課にこれら事項把握方法の確認
- (5) 補助金等交付団体への補助金等の使途等に関する指導等の内容確認
- (6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるか等の確認

【補助団体関係】

- (1) 補助対象事業等に関する事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算諸表等と市所管部局へ提出済の補助金等の交付申請書及び実績報告書等が符合しているかの確認
- (2) 団体等が保管する補助金等交付申請書及び補助金等の請求、受領等の書類確認
- (3) 補助対象事業等は、計画及び交付条件に従って実施され、効果を上げているか、また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないかの確認
- (4) 補助対象事業に係る出納関係帳票の整備、記帳が適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存が適切に行われているか

の確認

(5) 補助金等に係る収支の会計経理が適正に行われているか、また、会計処理上の責任体制は確立されているかの確認

(6) 精算報告、精算に伴う処理は適正に行われているかの確認

6. 監査の方法

- ・ 予備監査：監査委員事務局職員による関係書類等の審査
- ・ 本 監 査：監査委員による説明聴取、質疑等による実査

7. 監査の結果

- ・ 監査対象団体は、市補助金交付規則及び各交付要綱に基づき、交付申請並びに実績報告手続きが適正に行われていた。
- ・ 所管課においては、提出された書類等の審査を的確に行い遅延なく補助金交付等事務処理がなされていた。
- ・ 監査対象団体の収支事務処理は、決算資料及び証拠書類により確認する限り補助金の目的に沿い、適正に執行されていた。
- ・ 本監査の意見等は、以下の監査結果報告書に記載のとおりである。

【監査結果報告書】

1. 対象団体：伊豆の国市民生委員児童委員協議会

2. 団体の概要等

- ① 代表者：会長 室伏 美登里
- ② 所在地：伊豆の国市田京 299 番地の 6
- ③ 市費補助金交付額：17,155,680 円（令和 4 年度）
- ④ その他補助金交付額： 363,000 円（令和 4 年度 市社会福祉協議会助成金）
- ⑤ 会員等の構成員数：120 名（定数 128 名）（本監査にて名簿を確認済）
- ⑥ 定款・会則等の有無：有り（予備監査にて会則を確認済）
- ⑦ 出納簿の有無：有り（本監査にて帳簿等を確認済）

3. 団体の設立目的及び主な事業

① 目 的

- ・ 地区民協相互の連絡、調整及びその構成員の資質の向上と親睦を図り併せて、福祉事務所その他関係機関と協調提携し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 主な事業（民生委員協議会の任務）

- ・ 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- ・ 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- ・ 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に

- 当たること。
- 必要な資料及び情報を集めること。
- 民生委員に対して、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4. 補助金の交付目的及び補助対象

① 目的

- 社会福祉の増進を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により組織された、伊豆の国市民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員・児童委員協議会活動推進事業及び民生委員活動費等支給事業を円滑に行う為、予算の範囲内において補助金を交付する。

② 対象

- 「民生委員・児童委員協議会活動推進事業」とは、次に掲げる事項を行う事業を対象とする。
 - ア 法第24条第1項各号に規定する任務を遂行すること。
 - イ 法第24条第2項に規定する意見を関係各庁に具申すること。
- 「民生委員活動費等支給事業」とは、法第14条第1項各号に規定する民生委員の職務を遂行し、及び同条第2項に規定する活動を行うための費用の支給を行う事業を対象とする。

③ 補助額（令和4年度分）

補助の対象		算定基準	補助額
事業	経費		
1 民生委員・児童委員協議会活動推進事業	民生委員・児童委員協議会が行う民生委員・児童委員協議会活動推進事業に要する経費	月額900円×定員数	算定基準により算出された額をもとに、予算の範囲内で市長が別に定める額
2 民生委員活動費等支給事業	民生委員・児童委員協議会が行う民生委員活動費等支給事業に要する経費	月額12,500円×定員数	

5. 総事業費及び補助対象事業費（令和4年度実績）

- ① 総事業費 : 18,066,365 円
- ② 補助対象事業費 : 17,155,680 円
- ③ 市費補助金交付額 : 17,155,680 円（令和4年度）
- ④ その他補助金交付額 : 363,000 円（令和4年度 市社会福祉協議会助成金）
- ⑤ 負担金 : 270,000 円（3地区×90,000円）
- ⑥ 繰越金 : 277,685 円（前年度繰越金）

6. 意見等

① 【総括】

民生委員・児童委員は、担当する地域における住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービス等への「つなぎ役」として役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守り、安否確認や災害時の支援者対応などにも重要な役割を担っている。

全国的な課題として、地域課題の多様化・複雑化や地域住民のつながりの希薄化等から「活動負担の増加」「担い手不足」が全国的に大きな課題となっており、本市においても定数に対して欠員となっている。

この課題の解決策として、静岡県では民生委員の協力員制度（サポーター制度）を導入し、委員OBや委員の親族などを登録任命し、民生委員・児童委員活動の支援体制を構築し、活動しやすい環境づくりを行っている。

長いコロナ禍が明け、社会や家族の姿が大きく変化するなか、生活困窮や子どもの貧困化、社会的孤立、ひきこもり、虐待の増加など、地域が抱える課題が重層化している。

このような中、誰も取り残すことなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の方々が様々な方面で支えあう社会づくりを実現することが求められている。

市の民生委員・児童委員は、住民の立場に立った積極的な地域活動を展開されており「地域における協働共生社会」の実現に向けて大きな期待が寄せられている。その実現のためにも、なり手不足対策や活動の更なる充実に向けて、行政と市民生委員児童委員、その他関係機関が連携を図り取り組まれることを切望するものである。

② 【補助金事務】

補助金に係る出納、その他事務処理及び諸帳簿・関係書類については、おおむね適正に処理されているものの、記載誤りなどの事項については、監査実査時に口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

以下、今後の団体運営、補助金事務及び市政運営にあたって留意されたい事項は、次に意見として述べる。

③ 【留意事項】

(1) 伊豆の国市民生委員児童委員協議会

- ・ 会計帳簿を確認した結果、研修費の一部の支出について不備が見受けられた。事務の失念であると理解するが、支出に伴う証拠書類は、事業実施や出金の証拠として重要な書類であることを再認識し、会計事務に従事されたい。
- ・ 歳入歳出決算書の項目に、互助費として慶弔費が計上されている。民生委員・児童委員に対し支出された弔慰金等については、客観的にみても社会福祉の推進との関連性は低いと思われる。については、補助金交付団体における公金の取扱いについて透明性を確保するためにも、慶弔費は協議会決算から削除すべきであり、改善を検討されたい。
- ・ サービスを受ける人は、同じ市内に居住する市民であることを踏まえると、地区民協に差異がなくサポートが受けられるよう、行政等と協議しながら、事業の統一化を検討されたい。

(2) 伊豆の国市福祉事務所社会福祉課

- ・ 市民生委員・児童委員協議会に寄せられる期待は大きいものがあるが、補助金の財源は市民の税金であることから、公金の取扱いについては透明性を確保し、補助金の内容が交付要綱に基づき適正であるか精査するとともに、関係書類について、チェックしやすい様式や体制づくりについて検討されたい。
併せて、地区民協から提出される実績報告書について、補助金の目的や用途が的確に果たされているか、関係書類等について確認されたい。
- ・ 民生委員・児童委員の推薦について、各区（自治会）において適任者を選考し推薦してもらう方法や、自治会が無い地域においては自薦により就任する方法が執られている。
地域の人口構成等から、推薦が出来ていない区も生じており、改選前の早い時期から選考事務に着手し、職務内容のPRや適任者発掘など、民生委員・児童委員の欠員解消に向けて努められたい。
- ・ サービスを受ける人は、同じ市内に居住する市民であることを踏まえると、地区民協に差異がなくサポートが受けられるよう、民生委員・児童委員協議会等と協議しながら、事業の統一化を検討されたい。